

成年年齢引下げに伴う 若者の消費者被害防止対策

くらし・環境部県民生活局

成年年齢が18歳に引き下げ

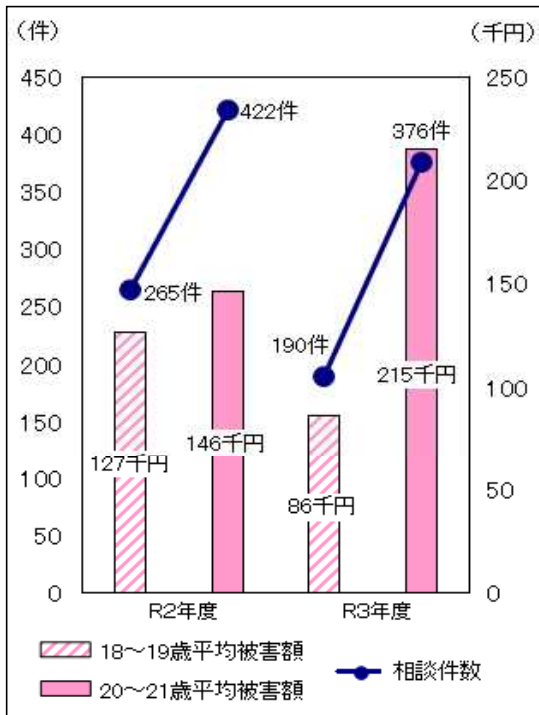
令和4年4月から、

18歳、19歳の若者も、
親の同意なしで一人で契約できる

18歳、19歳の若者には、
未成年者取消権が適用できなくなる

若者が主体的に判断し行動する力を育成する
消費者教育の充実が必要

若者の消費生活相談の状況



県内の18～19歳と20～21歳の相談件数と平均被害額(PIO-NETデータより当課集計)

令和3年度まで
相談件数・被害額ともに
20歳を境に増加

今後は
18歳、19歳が
悪質事業者のターゲットに
なる可能性

4月以降、18、19歳の被害も発生

脱毛エステ

体験だけのつもりが、ローンを組んで50万円超の契約をしてしまった。

マルチ商法

先輩から、「暗号資産に投資すれば、半年で元が取れる、さらに友達を誘えばお金がもらえる」と勧誘された。

あやしい儲け話

簡単に儲かるとうたうネット広告からアクセスしたところ、業者から、消費者金融で借金してサポート契約をするよう勧められた。

高校生・大学生向け出前講座

- ・ R2～高等学校・特別支援学校に消費生活相談員や消費者教育講師を派遣して実施
- ・ 高校生の保護者、大学生、専門学校生等にも実施を拡大
- ・ R4上半期 105回実施、10,794名受講
(R2年度 109回、R3年度 140回実施)



契約など消費生活の基礎知識、
トラブルへの具体的な対処法、
金融に関する知識や考え方を
習得

若者による若者に響く啓発動画制作、発信

- ・ 公募により大学生・専門学校生16名を任命。
- ・ 同世代の若者に響く動画を制作、発信し、若者のトラブルを防止



「他人事」だと思ってない？
実は身近な消費者トラブル！

気づかぬうちに加害者になっている、
それが消費者トラブルの怖いところ

若者のトラブル解決に向けた取組

トラブル解決のよりどころ

「それってトラブル？ やばい！ ? SOS ! 静岡県」



消費者ホットライン

いやや

188番



消費者庁 消費者ホットラインイメージキャラクター イヤヤン

消費者教育・啓発と消費者相談・救済

教育・啓発

消費者教育出前講座

相談員、消費者教育講師を派遣し、高校生、保護者、大学生、専門学校生、新社会人向けに実施

消費者教育担い手養成・スキルアップ

教員向け研修により学校での消費者教育を推進
消費者教育講師の養成や研修を実施

若者の参画による啓発動画制作、発信

内容や表現、PR方法について若者の意見を反映
同世代の若者に響く動画を制作し、自らが発信

被害防止街頭キャンペーン

市町と連携し、一斉に実施(5月、12月)
若者が利用する商業施設で長期休暇中に実施

相談・救済

県民生活センター等での相談、あっせん

東・中・西3か所と賀茂広域消費生活センターを設置
相談員が解決に向けた助言、事業者との交渉を実施
専門家(弁護士・司法書士)とも連携して対応
市町相談窓口への助言

消費生活相談員の養成・スキルアップ

資格取得支援講座により、相談員を養成
県及び市町相談員に向けた研修を実施

若者向けサイト、県広報ツール等による注意喚起

若者に増えているトラブルを即時に情報提供

未来を担う若者が
安全・安心、豊かに暮らせる静岡県の実現